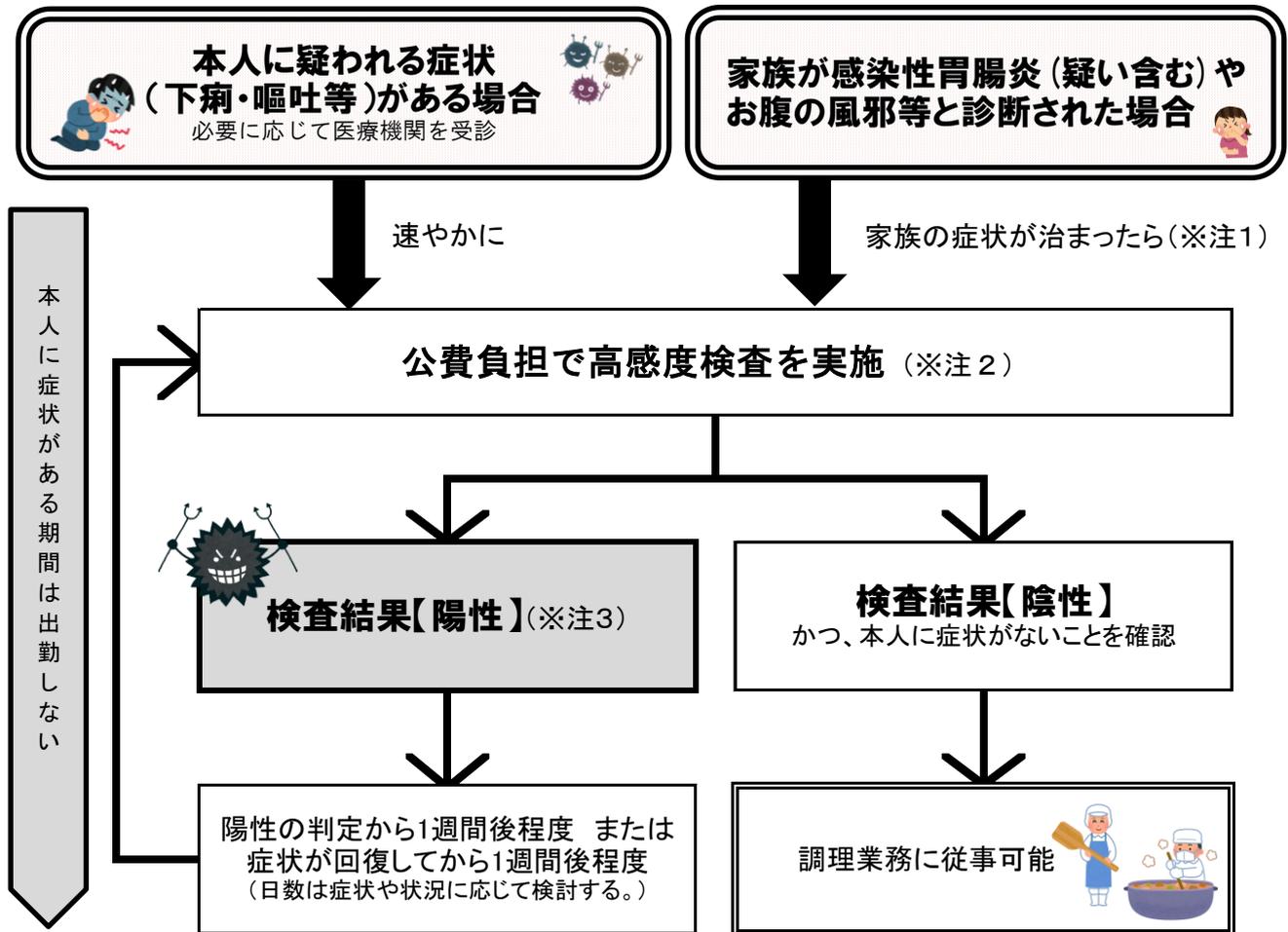


感染性胃腸炎等対応マニュアル

令和5年4月1日改正



- (※注1)
- ・本人は症状がなくても保菌している（またはこれから保菌する）可能性が高いため、この間は休暇または調理業務以外に従事し、家族の症状が治まってから高感度検査（公費負担）をする。
 - ・本人にも症状がみられた場合は、左側の「本人に疑われる症状（嘔吐・下痢等）がある場合」に従う。

- (※注2)
- ・高感度検査（公費負担）は、本人が所持している検査キットにより実施する。
 - ・不足する場合は教育・保育課（Tel83-3519）へ連絡する。

- (※注3)
- ・検査結果報告書を診断書とみなし、本人が最初に休んだ日から陰性が確認できるまでの期間、**正職調理員は療養休暇、会計年度任用職員（調理員）は有給の特別休暇とする。**
(一度陽性が出たら、陰性が確認できるまでの期間は出勤せず、不要な外出等は控える。)

○不明な点等は教育・保育課へ問い合わせ願います。